**社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会**

**鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業事務取扱要領**

（目　的）

第１条　この要領は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）　鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業実施規程及び鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業実施要綱に定めるもののほか、事業実施に伴う事務取扱に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（評価の方法）

第２条　この事業の実施にあたっては、「鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領」に定められた「評価の方法」に準拠して実施するものとする。

　２　評価の実施にあたっては、評価を希望される事業者に評価事業実施に伴い必要となる事項について説明し、同意を得て、訪問調査の実施日程、評価調査者等を調整する。

　３　評価希望の事業者には、評価にあたって必要な事前資料の提出を求め、この資料が提出された後、必要事項記入の確認のうえ、担当評価調査者へ資料の事前分析を依頼する。

　４　訪問調査時には、県社協委嘱の評価調査者２名が事業所へ出向き、事業者のサービス提供責任者や管理者等への面談及び事業所内視察により訪問調査を行う。必要に応じ、サービス利用者やその家族の意見を、事業者の同意のもと求めることがある。

　５　評価の必要上、事業所から提供される食事を摂る場合には、実費を県社協が負担する。

　６　評価結果については、評価担当者が原案を作成し、県社協評価委員会で決定する。

　７　評価結果の公表にあたっては、事業者に県社協評価委員会の評価結果の確認を求め事業者の同意のもとで、原則として訪問調査実施日から２か月以内に、報告書を「独立行政法人福祉医療機構ホームページ（ＷＡＭネット）」に掲載するとともに、事業者に通知する。

　８　前項の期間内に評価結果の公表ができない場合は、あらかじめその理由等を事業者に通知するものとする。

（評価受審証明書の交付）

第３条　県社協は、この事業による評価項目のすべての評価結果を公表した事業者に対し評価受審証明書（別紙様式）を交付する。

（費用の額）

第４条　この事業の実施に伴う経費は評価を希望される事業者が「評価料金」として負担するものとし、契約時に「評価料金」を決定する。

　２　「評価料金」負担の基準は、以下のとおりとする。　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 定　員 | 入　所 | 通　所 |
| 福祉サービス  第三者評価 | 50人未満 | 100,000 | 80,000 |
| 50人以上～100人未満 | 150,000 | 120,000 |
| 100人以上 | 200,000 | 150,000 |

ただし、調査に日数等を要する場合は、事業者と協議の上評価料金を設定する。

（独自の取組）

第５条　この事業の評価調査にあたっては、評価委員会の合意のもと、上記の評価調査事項に追加して、評価希望事業者からの依頼による利用者調査、家族調査、職員調査等を行うことができる。

　附　則

１　この要領は、平成１７年４月　１日からこれを施行する。

１　この要領は、平成１８年８月２３日からこれを施行する。

１　この要領は、平成１９年１月３０日からこれを施行する。

１　この要領は、平成２０年４月　１日からこれを施行する。

１　この要領は、平成２８年４月　１日からこれを施行する。

１　この要領は、平成２９年４月　１日からこれを施行する。